敦賀市上下水道管理・更新一体マネジメント事業　実施方針（案）に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	細目①	細目②	項　目　名	質問の内容	回答
1	2	1	1	4	(6)		用語の定義	(6)外部委託とは 「SPCが第三者に業務を委託し、又は請け負わせることをいい、」との記載がありますが、この第三者には構成企業も含まれるとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。本事業における「第三者」には、構成企業及び協力企業を含みます。
2	2	1	1	5			事業の目的	施設の維持管理に管路が含まれているという解釈なのか。当初の説明会では管路は支援型で検討されている。	下水道管路施設については「更新支援型」を想定しており、更新工事の対象には含んでいません。一方、下水道管路施設以外の施設については更新工事を実施することとしており、これらが事業の大部分を占めることから、本事業全体の類型を「更新実施型」としています。
3	3	1	1	6	(8)		基本方針	市への適切な還元の具体的な割合は？	ここでいう「市への適切な還元」とは、特定の固定割合による利益配分に限るものではありません。なお、プロフィットシェアに係る取扱いは別途定めます。
4	3	1	1	6	(8)		基本方針	基本方針の一つに「地元企業との連携を図り…」とありますが、「市が指定する地元企業」以外の地元企業との連携も必須でしょうか。ここでいう「連携」とは構成企業、協力企業またはその他企業として参画させることを意味するのでしょうか。	市が指定する地元企業及び管工事組合以外の地元企業については、構成企業、協力企業又はその他企業として参画することを必須としていません。なお、本項における「連携」とは、これらの立場での参画に限定するものではありません。ただし、本事業の基本方針を踏まえ、事業者の提案及び実施体制に応じて、可能な範囲で地元企業との連携に努めてください。
5	3	1	1	6	(8)		基本方針	「地元企業との連携」について、最低限の参加者数、業務委託額、業務量または活用率等の要件はありますでしょうか。また、技術提案書の評価項目または加点基準として設定される予定でしょうか。なお、評価基準は公告時に示されるとのことですが、地元企業との調整に時間を要しますので、現時点で公表可能な範囲でご教示いただけますと幸いです。	実施方針（案）［2.4.3.技術提案書の評価］に記載のとおり、社会貢献の項目として地域企業の活用・育成に関する項目を評価対象とすることを想定しています。なお、「地域企業」とは、市が指定する地元企業及び管工事組合以外の地元企業を指します。また、地域企業との連携に関する具体的な評価項目及び評価基準については、公募時にお示しします。
6	3	1	1	6	(8)		基本方針	「地元企業」の定義及び判断基準（本店所在地、営業所所在地、登記の有無、地域内での営業実績等）をご教示ください。	本事業における「地域企業」とは、本店所在地が敦賀市内にある企業又は本店所在地が福井県内にあり、敦賀市内に営業所を置く企業を指します。
7	4	1	1	10			発注方式	「市が指定する地元企業」は、構成企業または協力企業として参画することが可能でしょうか。構成企業または協力企業として参画しない場合は、「その他企業」として取り扱われるとの理解でよろしいでしょうか。	市が指定する地元企業は、各応募グループとの関与の公平性を確保する観点から、「その他企業」としての参画を想定しており、構成企業又は協力企業としての参画は想定していません。
8	4	1	1	10			発注方式	「市が指定する地元企業」は、いつ、どのような方法で指定される予定でしょうか。また、指定企業は、応募時点で公表される予定でしょうか。	市が指定する地元企業については、11月頃を予定している実施方針の公表時にお示しします。
9	4	1	1	10			発注方式	集排事業の地元企業への外部委託について、委託内容や委託費の決定方法はどうするのでしょうか。 また、撤退した場合の責任分担はどうなるのでしょうか。	委託内容は市が指定するものとし、当該業務の委託費の予定額は公告時にお示しする予定です。なお、地元企業の撤退等が生じた場合の責任分担については、契約内容及びその事由を踏まえて判断します。

敦賀市上下水道管理・更新一体マネジメント事業　実施方針（案）に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	細目①	細目②	項　目　名	質問の内容	回答
10	5	1	1	12	(3)	－	業務実施体制	「事業者は、住民等対応業務の一環として、施設に関する問合せ窓口を常設すること。」とありますが、当該窓口は営業業務における窓口とは別に設置する必要があるものでしょうか。 その場合、現状では貴市内のどちらに設置されている窓口が該当するでしょうか。	施設に関する問合せ窓口は、営業業務における窓口と兼ねることが可能です。なお、具体的な設置場所及び運用方法については、要求水準を満たす範囲で事業者の提案によるものとし、現行の窓口体制を踏襲することを求めるものではありません。
11	5	1	1	12	(4)		業務実施体制	事業者から要望があった場合に市が無償で貸与する天筒浄化センター内の事務所は、SPCの本社所在地として登記することは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
12	5	1	2	1	(3)		更新工事年度協定	更新年度協定は事業期間にわたる協定を、事業開始時に締結するものと認識しておりますが、相違ございませんでしょうか。 また、この場合事業期間のなかで協定の内容の見直しが行われるものとの理解でよろしいでしょうか。	更新工事年度協定は、事業開始時に事業期間全体を対象として締結するものではなく、毎年度締結することを想定しています。
13	5	1	2	1	(4)	－	災害時維持修繕協定	災害時維持修繕協定に基づく支援業務に要した費用は、修繕業務等の年間上限金額とは別枠で扱われるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	6	1	2	2	(1)		総価契約単価合意方式	業務契約の締結後とは、基本協定の締結後のことでしょうか。 事業契約の締結後のことでしょうか。	ご質問の「業務契約の締結後」とは、事業契約の締結後を指します。単価の合意はSPCと締結する事業契約に基づいて行うため、基本協定締結後ではなく、事業契約締結後を想定しています。
15	6	1	2	2	(2)		総価契約単価合意方式	業務委託料の内訳書及び単価合意書作成にあたり、本事業で想定されている改築設備の内容と数量を把握したいと考えております。公募時にはご提示いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	設備の更新内容及び対象施設については、要求水準書（案）別紙1にお示ししています。なお、設備更新工事は、事業者が施設・設備の状態等を踏まえて優先順位を設定し実施することを想定しており、更新対象設備の数量をあらかじめ定めるものではありません。また、設備更新工事は総価契約単価合意方式による単価合意の対象外です。
16	6	1	2	2	(6)		総価契約単価合意方式	スライド協議で用いる「物価指標」に関して、事業者から変更提案に関する協議の場を設けていただく事は可能でしょうか。	スライドに関する条件等については、公告時に事業契約書（案）でお示しします。なお、スライド協議で用いる物価指標等については、事業者からの提案に基づく協議を可能とする予定です。
17	6	1	2	2	(6)		総価契約単価合意方式 合意単価の変更に関する協議	スライド協議についてですが、本事業は10年という長期契約ですが、スライド協議で対象とする残工事については、協議実施の当該年度における残数量についてのみ対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、更新工事については年度を跨ぐ実施を想定しておらず、更新工事年度協定において当該年度に実施する工事内容及び工事額等を定めることを想定しています。そのため、スライド協議の対象は、原則として当該年度における残工事となります。

敦賀市上下水道管理・更新一体マネジメント事業　実施方針（案）に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	細目①	細目②	項　目　名	質問の内容	回答
18	6	1	2	2	(8)	－	総価契約単価合意方式	（8）に「協議開始の日から14 日以内に協議が成立しない場合には、市が定め、事業者に通知するものとする。」とありますが、市と事業者の協議が成立しない場合、協議期間を延長いただくか、実施方針（案）1.2.5. 業務委託料の見直し（4）に「当該協議が整わない場合には、業務委託料の見直しの必要性について、有識者の意見を聴取した上で、市がその取扱いを決定することができる。」とあるとおり、第三者の意見を聴取するプロセスを踏んでいただけないでしょうか。	ご意見を踏まえ、検討します。
19	6	1	2	2	(1)		総価契約単価合意方式	要求水準書別紙「単価表」とは、何を指しているのでしょうか。	要求水準書別紙「単価表」とは、総価契約単価合意方式に基づき、市と事業者が合意する契約単価を示したものです。なお、詳細は公告時にお示しします。
20	6	1	2	2	(1)		総価契約単価合意方式	設計単価と契約単価の違いは何ですか。	設計単価とは、市が予定価格を算定するために用いる単価です。契約単価とは、契約締結後に市と事業者が合意する単価であり、契約変更や実績数量に基づく精算等の基礎となる単価です。
21	6	1	2	2	(2)		総価契約単価合意方式	実施方針に記載されている要求水準書の別紙「単価表」をご提示ください。また、単価表に示される資産に対しては全て単価合意する必要があるでしょうか。	要求水準書別紙「単価表」については、公告時にお示しします。なお、単価表に掲載する全ての工種を単価合意の対象とする予定です。
22	7	1	2	4	(1) (3)	－	対価の支払い及び精算方法	本事業では、工事を第三者へパススルーすることが想定されますが、第3項の規定は、当該工事請負業者が前払金等をSPCに請求した場合においても適応されるという認識で相違ないでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	7	1	2	4	(1)		対価の支払い及び精算方法	公募時には本資料に具体的な上限額が示されるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	7	1	2	4	(1)		対価の支払い及び精算方法	支払方法が「①総価契約」の際の物価変動への対応方法についてご教示ください。	物価変動への対応方法については、公告時に公表する事業契約書（案）においてお示しします。
25	7	1	2	4	(1)		対価の支払い及び精算方法	表中の「●●万円/年」「●●億円/年」等の金額は、公告時に公表される各書類にて記載される予定でしょうか。公告時期及び公表資料をご教示ください。	表中の金額については、公告時に公表する資料においてお示しする予定です。なお、令和8年11月頃に実施方針の公表を予定していますが、同時期に公表する資料については現時点では未定です。
26	7	1	2	4	(1) (1) (3)	－ 表 －	対価の支払い及び精算方法	（1）の表中の「支払時期」に「年」とあるものは「年度末」に支払われるということですが、同項（3）の前払及び部分払に加え、完了時払（年度末に限らない）をご検討いただけませんでしょうか。	工事は最終完成払いを基本としつつ、事業者の請求に応じて前払い、中間前払い等を行う想定です。なお、詳細は公告時の事業契約書（案）に提示します。
27	7	1	2	4	(1) (1) (5)	－ 表 2)	対価の支払い及び精算方法	水道事業・下水道事業・集落排水事業の施設・管路ともに、「更新計画案の作成に資する調査」に係る費用の支払方法・時期は「更新計画案作成業務」に該当するという理解でしょうか。	更新計画案の作成に必要な調査のうち、総価契約単価合意方式の対象として定める調査業務については、同方式に基づき精算する想定です。それ以外の調査業務については、更新計画案作成業務に含むものとします。

敦賀市上下水道管理・更新一体マネジメント事業　実施方針（案）に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	細目①	細目②	項　目　名	質問の内容	回答
28	7	1	2	4	(1) (1) (5)	－ 表 2)	対価の支払い及び精算方法	工事監督業務に係る費用の支払方法・時期を確認させてください。 また、工事監督業務に係る費用は、資本的支出（4条予算）に該当するという理解でしょうか。	工事監督業務に係る費用は、更新工事年度協定において計上する想定です。また、その取扱いについては、設計業務及び更新工事と同様に資本的支出（4条予算）とする想定です。
29	7	1	2	4	(1)	表	対価の支払い及び積算方法	集落排水事業の業務について、管路施設に係る項目が全くないが、要求水準書には適切な維持管理をするように記載がある。対価の設定が必要ではないか	集落排水の管路施設については、計画的な点検等を現時点で予定していませんが、突発的な対応が必要となった場合は、公共下水道管路施設の合意単価に準じ、市と事業者で内容及び対価を協議する想定です。
30	7	1	2	4	(1)	表	対価の支払い及び精算方法	水道事業、下水道事業の更新に係る業務に年間の上限金額が設定されています。上限金額の制約から施設の更新工事ができずに要求水準の未達が発生した場合は、ペナルティの免責条項を検討して頂けないでしょうか。	更新に係る業務の内容及び実施数量については、年度当初に市と事業者が協議の上で決定します。そのため、年間上限額を踏まえて協議により決定した業務内容を履行している限り、年間上限額の制約のみに起因する要求水準未達は想定していません。
31	7	1	2	4	(1)	表	対価の支払い及び精算方法	集落排水事業の更新に係る業務に年間上限額5,000万円と記載されています。これは、確定の金額でしょうか。	集落排水事業の更新に係る業務の年間上限額は確定額ではありません。投資・財政計画等を踏まえて設定し、公告時にお示しする予定です。
32	7	1	2	4	(1)	表	対価の支払い及び精算方法	支払方法④は、実費精算（年間上限金額なし）となっております。この費用は、提案金額に含まれているのでしょうか。	支払方法④「実費精算（年間上限金額なし）」に係る費用は提案金額に含まず、実際に発生した費用を別途精算する予定です。
33	7	1	2	4	(1)	表	対価の支払い及び精算方法	更新計画案作成業務は、事業期間10年間で何回実施する想定でしょうか。	更新計画案は、維持管理で得られた情報を反映しながら毎年度作成・更新することを想定しており、事業期間中は毎年度実施する予定です。
34	8	1	2	4	(3)		対価の支払い及び精算方法	SPCが貴市に対して前払金や部分払を請求する場合、SPCとしては前払保証等の措置を講ずる必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	前払保証等の要否については、市と事業者との事業契約及び事業者と請負先企業との請負契約がそれぞれ別個の契約関係であることを踏まえ、各契約の内容及び関係法令等に基づき判断します。
35	9	1	2	4 5	(2) (1)		業務委託料の見直し	著しく賃金水準又は物価水準が生じた場合の「著しく」を定量的な数値で示して頂けないでしょうか。	「著しく賃金水準又は物価水準が変動した場合」の判断については、一律の数値基準を設定する予定はありません。個別の状況を踏まえ、市と事業者との協議により判断します。
36	9	1	2	5			業務委託料の見直し	事業契約書に業務委託料の見直し基準は具体的な数値として示されるでしょうか。	業務委託料等の見直しの要否については、賃金水準や物価水準の変動状況等を踏まえ、市と事業者との協議により判断します。
37	9	1	2	5			業務委託料の見直し	「著しく変動した場合」の基準はありますでしょうか。	No.35の回答をご参照ください。
38	9	1	2	5	(3) (4)		業務委託料の見直し	業務委託料の見直し時は市と事業者で協議を行い決定するとイメージして良いでしょうか。	ご理解のとおりです。

敦賀市上下水道管理・更新一体マネジメント事業　実施方針（案）に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	細目①	細目②	項　目　名	質問の内容	回答
39	9	1	2	5	(1) (2)	(2)	業務委託料の見直し	(1) に「著しく賃金水準又は物価水準の変動が生じた場合」とあり、(2) に「想定年間給水量又は流入水量が通常運転の許容範囲を著しく超えて変動した場合」とありますが、ここでいう「著しく」は事業契約書において定量化されるという理解でよろしいでしょうか。（例：±〇%以上変動した場合に業務委託料を見直す、など）	「著しく」の判断に当たっては、対象となる事象に応じて一定の基準を設けることを想定しています。詳細については公告時にお示しします。
40	10	1	2	7	(1)		業務の引継ぎ	市の不備、未完成部分のため生じる負担増や工程の遅れなどに対する対応について協議により配慮されるとの認識で良いか。	ご理解のとおりです。ただし、事業者は要求水準の達成に必要な通常の引継ぎ及び準備を行うものとします。
41	10	1	2	7	(1)	－	業務の引継ぎ	「市が実施する引継ぎの内容や方法などに不備若しくは未完成の部分が生じた場合でも、これを以て、この契約上で事業者が負うべき責任を免れることはできない。」とありますが、当該条件は事業者にとって非常に不利であるため、市が実施する引継ぎの内容や方法などに不備若しくは未完成の部分が生じた場合には、事業者からの申し出により引継期間の延長（事業開始の延期）を可能とする、もしくは不備または未完の業務の履行開始を遅らせる（引継ぎ完了後とする）などの措置をご検討いただけないでしょうか。	市及び事業者は、円滑な事業開始に向けて相互に協力して引継ぎを実施することを想定しています。そのため、市が実施する引継ぎの内容又は方法に不備若しくは未完成部分が生じた場合であっても、直ちに事業者が著しく不利な立場となることは想定していません。ただし、事業者は要求水準の達成に必要な通常の引継ぎ及び準備を行うものとします。
42	10	1	2	8	(1) (2)	－	プロフィットシェア	「（前略）事業の実施に要する費用の縮減で生じた利益を市と事業者が適切に配分するプロフィットシェアの仕組みを導入する。」とありますが、市と事業者による配分方法（比率等）についてはその都度協議させていただけるという理解でよろしいでしょうか。（例として、配分比率を市：事業者＝５：５に固定化するものではないという理解でよろしいでしょうか）	ご理解のとおりです。プロフィットシェアの配分方法については、その都度協議により決定することを想定しており、配分比率を固定するものではありません。
43	10	1	2	8	(2)		プロフィットシェア	現段階で想定されているプロフィットシェアの割合は？	プロフィットシェアの割合は、都度協議により決定します。
44	11	2	2				事業者の募集及び選定手順	実施方針に係る質問回答は、貴市HPで公表されるのでしょうか。それとも、ヒアリング時に個別に回答をご提示頂けるのでしょうか。	質問への回答は、原則として本市ホームページで公表します。なお、内容の確認等が必要な場合は、個別にヒアリングを実施することがあります。
45	12	2	2	－	－	－	事業者の募集及び選定手順	「質問回答・意見招請（書面）、事業説明会」が「5月下旬まで」とある一方、「参加資格申請受付」が「5月中旬頃まで」かつ「資格審査」が「5月頃」とあります。 「参加資格申請受付」の期間及び「資格審査」の時期は、「質問回答・意見招請（書面）、事業説明会」の終了後の時期または終了と同時期まで延長していただけませんでしょうか。	ご意見を踏まえ、事業スケジュールについて検討します。
46	12	2	2	－	－	－	事業者の募集及び選定手順	「競争的対話（要求水準書・契約書）」は複数回の実施も可としていただけませんでしょうか。	ご意見を踏まえ、検討します。

敦賀市上下水道管理・更新一体マネジメント事業　実施方針（案）に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	細目①	細目②	項　目　名	質問の内容	回答
47	12	2	2	－	－	－	事業者の募集及び選定手順	「提案書の受付」期限が「7月下旬頃まで」と「公募」（3月下旬頃）から4か月程度と非常に短期間です。 本事業の範囲（対象事業・施設・業務）と組合をはじめとする地元企業などのステークホルダーが多岐にわたることから、提案に向けた検討・協議・調整に相当の時間を要すると思料します。 「提案書の受付」期限は「公募」から6か月程度の期間を確保いただけませんでしょうか。 （以下、スケジュールの変更案） ・公募：令和9年3月下旬頃 ～（中略）～ ・提案書の受付：令和9年9月中旬頃 ・提案書の審査：令和9年9月中旬頃 ・ヒアリング（プレゼン）：令和9年10月上旬頃 ・優先交渉権者の決定・通知：令和9年10月中旬頃 ・基本協定の締結：令和9年10月下旬頃 ・引継ぎ：令和9年10月下旬頃から ～（後略）～	ご意見を踏まえ、検討します。
48	12	2	2	－	－	－	事業者の募集及び選定手順	本事業は対象となる事業、施設、業務の範囲が広く、組合をはじめとする地元企業など多岐にわたる関係者との検討、協議、調整に相当の時間を要することが見込まれます。 現在のスケジュールでは、「公募」（3月下旬頃）から「提案書の受付」（7月下旬頃）までが約4か月間と短期間となっております。つきましては、十分な検討を行うため、「提案書の受付」期限を公募開始から6か月程度確保いただけるよう、ご変更を検討いただけないでしょうか。	ご意見を踏まえ、検討します。
49	12	2	2				事業者の募集及び選定手順	引継期間（開始時）が令和９年10月上旬頃から令和10年３月31日までとなっております。引継ぎに係る費用は事業者負担ということを鑑み、引継ぎ期間を約６ヵ月間と長期間に設定された理由をご教示ください。	引継期間については、現行の天筒浄化センター等維持管理包括委託における引継実績を踏まえ、要求水準を確実に達成するために必要な期間として設定しています。
50	12	2	2				事業者の募集及び選定手順	公募から提案書の受付までで概ね４ヶ月となっております。本事業は上水・下水・集落排水と事業規模が大きいため、提案書作成期間として６ヶ月以上として頂けないでしょうか。	ご意見を踏まえ、検討します。
51	13	2	4	3	(1)		業務実施体制	提案書の評価基準の詳細が把握できるのは 公募日以降と考えております。 一方で、組合様との調整期間が公募日前となっております。 技術提案書の評価に関して組合様の業務内容や出資比率に関して評価の対象としないと考えてよろしいでしょうか。 技術提案書の評価に関わる要素がある場合、組合様との協議期間を提案書提出最終日まで伸ばしていただく事を希望します。	管工事組合の業務内容及び出資比率等については、公平性の観点から技術提案書の評価対象としない想定です。

敦賀市上下水道管理・更新一体マネジメント事業　実施方針（案）に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	細目①	細目②	項　目　名	質問の内容	回答
52	13	2	4	3	(1)		業務実施体制	組合様には、協議内容に関して、他事業者等に対して守秘義務を設けて頂くことは可能でしょうか。	秘密保持契約等については、応募企業又は応募グループ単位で締結してください。
53	13	2	4	3	(1)	2)	技術提案書の評価	組合実施業務（随意契約に相当する業務）については技術提案書への記載は不要との認識していますが、組合が主体となって行う協力可能業務に関する提案書への記載についてご教授いただけますでしょうか。	組合実施業務は技術提案書への記載を不要とする想定です。一方、協力可能業務については、応募者が提案する役割分担及び地元企業活用の内容として記載することは可能とする想定です。評価方法は公告時に提示します。
54	13	2	4	5	(2)	2)	提出内容の取扱	開示請求に際して、提案者に対して事前に開示情報の協議をを求めることは可能でしょうか。	開示請求への対応は関係法令及び市の情報公開制度に基づき市が判断します。提案者の権利、競争上の地位その他正当な利益に関わる情報については、必要に応じて事前に意見を確認する運用を検討します。
55	14	2	5	2	(3)		SPCの設立	優先交渉権者と組合との協議が整わない等の事由によりSPCを設立できない場合は、優先交渉権者としての地位を失うものとする」との規定について、組合との協議結果が優先交渉権者の地位の維持に影響を及ぼす内容となっております。 この点、現行案では、公募により選定された優先交渉権者であっても、組合との協議が成立しなければ事業参画ができない仕組みとなっているため、組合が実質的に選定プロセスの一部に関与しているように受け取られる可能性があると考えます。 また、公募開始前の段階において組合との接触が広く認められていることも踏まえると、公平性および透明性の観点から、組合が公募による選定結果に影響を及ぼし得る仕組みについては見直しをご検討いただければと存じます。	本事業は管工事組合との協働を前提としているため、公告前から全ての応募希望者に対して同一条件で協議機会を設けています。したがって、管工事組合が公募による選定結果に影響を及ぼすことを意図するものではなく、公平性及び透明性を確保した上で事業者選定を行います。
56	14	2	5	1	(3)		組合との合弁体制	「…出資比率及び協議方法の公表について(素案)(令和7年12月24日公表)」に出資比率34%上限」と記載があるが、管工事組合がSPCの代表者と成りうることを想定しているかご教示願います。	応募者と管工事組合との協議によっては、管工事組合がSPCの代表者となることも可能です。
57	14	2	5	1	(3)		組合との合弁体制	SPCの代表企業は、応募者の代表企業がSPCの代表企業となるのが、一般的と思われますが、貴市の考えをご教示願います。	応募者と管工事組合との協議によっては、管工事組合がSPCの代表企業となることも可能です。そのため、応募者の代表企業とSPCの代表企業が異なることを妨げない方針です。
58	14	2	5	2	(3)		SPCの設立	「SPCが設立できない場合は、優先交渉権者としての地位を失うものとする。」とあるが、貴市が示された組合の業務を提示した場合でも不成立となった場合、貴市の対応をご教示願います。	「2.5.2 SPCの設立」第3項及び第4項に記載のとおり、本事業は管工事組合との協働を前提としているため、優先交渉権者及び管工事組合との協議等が整わずSPCを設立できない場合は、当該優先交渉権者はその資格を失います。この場合、市は次点者を優先交渉権者とし、改めて管工事組合との協議等を行うことを想定しています。

敦賀市上下水道管理・更新一体マネジメント事業　実施方針（案）に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	細目①	細目②	項　目　名	質問の内容	回答
59	14	2	5	1 1 2	(3) (3)	－ (4)	組合との合弁体制	技術提案書の提出時点で、出資比率等について組合との合意又は内諾を得ていることが必要でしょうか。併せて、組合との調整が整わない場合における応募者の取扱い、及び優先交渉権者決定後に出資比率等を変更することの可否についてもご教示ください。	技術提案書の提出時点までに、組合との役割及び出資比率について合意又は内諾を得ることを求める想定です。なお、優先交渉権者決定後の変更の取扱いについては、変更内容を踏まえ個別に判断します。
60	14	2	6	1			応募者の構成	関心表明書を提示していない企業へは外部委託等を行うことはできないのでしょうか。	関心表明書を提出していない企業への外部委託も可能とする想定です。ただし、事業契約書に定める市の承認手続、参加資格上の制限及び調達の公平性・透明性に関する条件を満たす必要があります。
61	14	2	6	1			応募者の構成	「契約の履行の全部又は主たる部分」とは、具体的に何を示していますか。	「契約の履行の全部又は主たる部分」とは、事業全体の統括管理その他契約目的の達成に不可欠な中核業務であって、事業者自らが履行すべき業務を指します。
62	15	2	6	1	(3)		応募者の構成	参加資格申請書の提出後における構成企業の脱落は、原則として認めないとなっていますが、構成企業の追加の可否についてご教示ください。また、構成企業の変更を伴わない場合において、SPCの出資比率変更の可否についてご教示ください。	参加資格申請書提出後の構成企業の追加及びSPCの出資比率の変更については、市の事前承認を要する想定です。なお、審査の公平性又は提案内容に影響を及ぼす変更は認めない想定です。
63	15	2	6	2	(2)	1)	事業化支援関連企業の取扱い	事業化支援関連企業にその他企業として業務を発注することは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
64	15	2	6	1	(5)		応募者の参加資格要件	資格審査通過後、提案書提出、優先交渉権者の決定、契約締結までの間に、構成企業が参加資格要件を満たさなくなった場合、市への速やかな通知となりますが、その後の取扱いをご教示ください。この場合、失格または優先交渉権者決定の取り消しとなるのか、また、他の企業による代替・追加が認められるのかご教示ください。	構成企業が参加資格を喪失した場合は、原則として失格又は優先交渉権者決定の取消しの対象とします。ただし、やむを得ない事由があると市が認めた場合に限り、市の承認の下、同等以上の資格及び能力を有する企業への変更を認めることがあります。
65	16	2	6	3	(12)		参加資格要件	(12)に記載されている内容は、他の参加グループに参加している者という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、当該規定は、同一企業が複数の応募グループに重複して参加することを制限する趣旨です。
66	17	2	6	4			応募者を構成する企業の実績要件	設計業務と更新工事に関する企業の実績要件は記載がありませんが、不要ですか。	現段階の想定ではご理解のとおりです。
67	17	2	6	4	(1)		営業業務に関する実績要件	過去10年間とは、平成29年4月から令和9年3月末までの10年間ですか。	「過去10年間」とは、参加資格確認の基準日から遡る10年間を想定しています。なお、基準日及び実績の完了期限については、公告時にお示しします。
68	17	2	6	4	(2)		水道施設の維持管理に関する実績要件	計画給水量43,000㎥/日以上とあるが、同一契約内の複数施設での合計計画給水量との認識でよろしいか、ご教示願います。	ご理解のとおりです。
69	17	2	6	4	(2)		水道施設の維持管理に関する実績要件	過去10年間とは、平成29年4月から令和9年3月末までの10年間ですか。	No.67の回答をご参照ください。

敦賀市上下水道管理・更新一体マネジメント事業　実施方針（案）に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	細目①	細目②	項　目　名	質問の内容	回答
70	18	2	6	4	(3)	1)	下水道施設の維持管理に関する実績要件	過去10年間とは、平成29年4月から令和9年3月末までの10年間ですか。	No.67の回答をご参照ください。
71	18	2	6	4	(3)	2)	下水道施設の維持管理に関する実績要件	過去10年間とは、平成29年4月から令和9年3月末までの10年間ですか。	No.67の回答をご参照ください。
72	18	2	6	4	(3)	2)	下水道施設の維持管理に関する実績要件	現在『テレビカメラ調査』および『清掃業務』双方の実績が求められております。業務の品質を担保する上で実績が重要である点は重々承知しておりますが、より競争性を高め、貴市にとって最適な提案を広く集める観点から、要件を『いずれかの実績を有すること』へ緩和していただくことは可能でしょうか。	下水道管路施設のテレビカメラ調査及び清掃業務は、いずれも本事業の適切な履行に必要な実績と考えているため、現時点では両方の実績を求める想定です。
73	18	2	6	5			応募者を構成する企業の参加資格	設計業務と更新工事に関する企業の参加資格は記載がありませんが、不要ですか。	現段階の想定ではご理解のとおりです。
74	18	2	6	5	(1)	2)	水道施設の維持管理に関する参加資格	施設管理としては水道業務技術管理者を配置することから、水道浄水施設管理技士２級以上では無く、３級以上の資格で充足されると思うが如何でしょうか、ご教示願います。	水道業務技術管理者及び水道浄水施設管理技士は、それぞれ異なる役割を想定しています。水道業務技術管理者は水道法に基づく技術上の責任者であり、水道浄水施設管理技士は浄水施設の運転監視操作業務に係る技術水準を確保する役割を担うものとして配置を求めています。このため、水道浄水施設管理技士については2級以上を要件とし、3級による代替は認めない方針です。
75	18	2	6	5	(2)	2)	応募者を構成する企業の参加資格	「下水道管路管理総合技師」若しくは「主任技師」の配置が行える者とありますが、こちらは年間を通しての常勤を想定していますか。それとも実業務に従事する際に配置することを想定していますか。	当該資格者については、年間を通じた常勤配置を求めるものではなく、対象業務の実施時に適切に配置できる体制を求める想定です。
76	18	2	6	5	(2)	2)	応募者を構成する企業の参加資格	現在「下水道管路管理総合技師」または「主任技師」が求められておりますが、ここに日本下水道事業団が実施する「下水道管理技術認定試験（管路施設）」（国土交通大臣認可）を追加していただけないでしょうか。同資格も管路管理において確かな技術力と知見を担保する公的なものであり、対象資格を広げていただくことで、より広く優秀な技術者の配置が可能となります。	ご意見として承ります。
77	19	3	1	4	－	－	契約保証金	契約保証金の取り扱いについて、敦賀市財務規則第132条又は第135条の規定が適用されるという認識でいいでしょうか。	ご理解のとおりです。詳細は公告時の事業契約書（案）に提示します。